



福島医発第 1989 号 (地)

平成 20 年 12 月 24 日

各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

医薬品に係る取引価格の未妥結及仮納入の是正について

標記の件につきまして、医薬品に係る取引価格が未妥結・仮納入の状態にある保険医療機関及び保険薬局において、未妥結・仮納入の実情について再点検し、平成 20 年 12 月末日までに妥結できるよう卸売業者との交渉に臨むことについて、福岡県保健医療介護部薬務課より別紙のとおり通知がありましたので、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、会員各位への周知方よろしく申し上げます。

また、厚生労働省において、本年 9 月に「平成 20 年度価格妥結状況調査」が実施されておりますが、今後も薬価調査の一環として、取引当事者（保険医療機関、保険薬局及び医薬品卸業者）を対象に定期的に行われる予定です。

さらに、当該調査結果等を踏まえ、薬価調査の信頼を損ねるおそれがあると認められる場合には、厚生労働省より当該取引当事者（保険医療機関、保険薬局及び医薬品卸業者）に対して、改善指導等が行われる可能性がありますので、貴職におかれましても、特段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



20薬第2779号

平成20年12月1日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

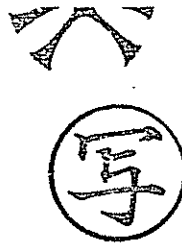
福岡県保健医療介護部薬務課長



医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正について

標記につきまして別添のとおり平成20年11月17日医政経発第1117001号により厚生労働省医政局経済課長より通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。



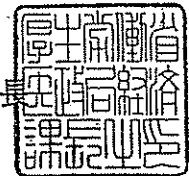


医政経発第1117001号

平成20年11月17日

各都道府県薬務主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局経済課長



医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正について

長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入については、薬価調査の信頼性を確保する観点からは不適切な取引であり、これまでもその是正を図るよう貴管轄下の各流通当事者へのご指導をお願いしてきたところです。

また、昨年9月には「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」(以下「流改懇」という。)において「医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)」(以下「緊急提言」という。)が取りまとめられたことから、これに沿った流通改善の一層の推進にご協力いただくよう、あらためて貴管轄下の各流通当事者に対する周知とご指導をお願いしたところです。

厚生労働省において本年度実施した医薬品卸売業者を対象とする別添「価格妥結状況調査結果」では、本年9月における全体の妥結率は70.9%であり、同じく薬価改定一年目である一昨年10月の54.2%に対し、16.7ポイントの改善が見られるなど流通改善に一定の成果が上がったことは、関係各位のご理解とご協力によるものと深く感謝申し上げます。

しかしながら、緊急提言において長期にわたる未妥結の指標として示された6か月を超えてもなお、約30%の未妥結が残されており、11月5日に開催された流改懇においては、残された未妥結先においても年内には妥結するよう強く求められたところです。



このため、長期にわたる未妥結及び仮納入の是正をさらに進め、薬価調査の信頼性を確保する観点から、今後の医薬品の取引交渉を行うに当たり、公的医療保険制度に与る取引当事者双方に対し、下記のとおり要請します。

なお、経済課においては、引き続き薬価調査の一環として価格妥結状況調査を定期的に行い、その調査結果を公表するとともに、必要に応じて取引当事者（保険医療機関、保険薬局及び医薬品卸売業者）を対象とした実情把握調査を実施することといたしますので、ご協力方お願いいたします。

また、当該調査結果等を踏まえ、薬価調査の信頼を損ねるおそれがあると認められる場合には、当職から当該取引当事者（保険医療機関、保険薬局及び医薬品卸売業者）に対し、改善指導等を行うことがあり得ることを申し添えます。

貴職におかれましては、医薬品に係る取引価格の未妥結及び仮納入の是正に向けた取組を促進するよう、貴管轄下の各流通当事者への更なる周知徹底及びご指導をお願いいたします。

記

1. 医薬品卸売業者

保険医療機関及び保険薬局との価格交渉を行うに当たり、医薬品卸売業者側に起因する未妥結・仮納入の要因を再点検し、平成20年12月末までに妥結できるよう改善策を講ずること。

2. 保険医療機関及び保険薬局

医薬品に係る取引価格が未妥結・仮納入の状態にある保険医療機関及び保険薬局においては、未妥結・仮納入の実情について再点検し、平成20年12月末までに妥結できるよう卸売業者との交渉に臨むこと。

以上

(別添)

医療機関設置主体別／取引卸別価格妥結状況

(対象：200床以上の医療機関)

(単位：%)

設 置 者		妥結率 (H20. 9 取引金額ベース)				
		全体	対A卸	対B卸	対C卸	対D卸
病 院 (2,732)		46.7	44.0	51.4	44.0	47.0
1	国 (厚生労働省) (21)	99.9	99.4	100.0	100.0	100.0
2	国 (独法・国立病院機構) (138)	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0
3	国 (国立大学法人) (42)	91.3	98.5	100.0	66.1	88.3
4	国 (独法・労働者健康福祉機構) (33)	20.9	18.0	22.4	33.9	13.7
5	国 (その他) (6)	95.9	100.0	90.0	100.0	100.0
6	都道府県 (157)	74.1	74.2	76.1	83.7	71.4
7	市町村 (300)	44.2	44.1	49.8	45.3	44.4
8	日 赤 (69)	14.1	11.6	20.7	11.0	19.2
9	済生会 (52)	21.6	14.9	32.4	18.3	11.2
10	北海道社会事業協会 (5)	32.5	-	100.0	0.0	9.1
11	厚生連 (80)	9.1	18.1	9.8	1.7	1.4
12	全社連 (37)	39.8	66.1	44.3	22.9	45.4
13	厚生団 (7)	1.4	0.0	0.0	2.5	0.2
14	船員保険会 (3)	18.4	0.0	53.2	0.0	0.0
15	健保組合・その連合会 (4)	40.4	31.9	0.8	0.0	60.6
16	共済組合・その連合会 (36)	2.4	0.0	0.1	1.6	5.4
17	国民健康保険組合 (1)	18.7	-	0.0	0.0	-
18	公益法人 (190)	34.8	40.5	37.2	37.8	38.3
19	医療法人 (1,311)	57.7	57.1	63.8	65.6	54.5
20	学校法人 (76)	24.9	16.6	31.1	20.0	35.2
21	会 社 (22)	45.9	44.2	66.2	39.3	41.1
22	その他の法人 (98)	50.8	48.5	50.2	64.6	25.7
23	個 人 (44)	74.2	79.5	59.2	85.8	73.0

※卸の報告に基づいて作成したものであり、医療機関側では妥結済と整理しているケースも含まれている。

※平成20年9月に納入した医療用医薬品の総額と、そのうち価格が妥結している取引分との比率。

※薬価基準ベースの金額に換算。

※特に売上の高い主要卸 (A, B, C, D) について再掲。

平成20年度 価格妥結状況調査結果概要(9月取引分)

○調査客体及び回収状況

卸連加盟会社62社を対象に62社から回答(回収率 100%)

○調査概要

① 調査内容

ア. 全ての医療機関、薬局を対象に実施

イ. 20年9月1ヶ月間の取引高における妥結状況を薬価ベースで調査

$$\text{妥結率} = \frac{\text{価格が妥結したものの販売額(品目別販売本数} \times \text{薬価)}}{\text{販売総額(品目別販売本数} \times \text{薬価)}}$$

② 調査結果

ア. 医療機関・薬局区分別妥結状況

区 分	妥結率	(参考:18年10月)
病 院(総計)	51.2%	37.5%
200床 以上	46.7%	30.6%
そ の 他	66.8%	60.7%
診 療 所	88.6%	84.8%
(医療機関 計)	(66.1%)	(55.4%)
チェーン薬局(20店舗以上)	71.7%	14.4%
そ の 他 の 薬 局	77.2%	62.2%
(保険薬局 計)	(76.1%)	(52.9%)
総 合 計	70.9%	54.2%

※その他の薬局には20店舗未満のチェーン薬局を含む。

イ. 医療機関設置主体別／取引卸別価格妥結状況: 別添参照

「未妥結・仮納入」とは、医薬品卸会社と調剤薬局・医療機関との間で、医療用医薬品の取引価格が決まらないまま長期（原則として6ヶ月を超える場合を指す）に渡って納入されている状況のことを言います。その結果、薬価調査（注）に反映されない取引が増加し、薬価制度の信頼性確保の観点からも不適切な取引（中央社会保険医療協議会）として指摘され、厚生労働省からもその是正を図ることとされています。

注）調剤薬局・医療機関が、医療用医薬品を実際に購入した価格（市場実勢価格）を把握するために厚生労働省が実施する調査のこと。

例） 某調剤薬局が医薬品卸会社を通して医療用医薬品を大量に仕入れます。
ただし、医療用医薬品の納入時には医薬品卸会社に対して代金を支払いません。支払いが行われるのは、納入の数カ月、場合によっては1年近く先になります。
つまり、価格交渉がまとまらない（未妥結）まま、取り敢えず商品だけを引き渡す（仮納入）。
ごく簡単に説明すると、これが「未妥結・仮納入」であり、医療用医薬品取引ではこのような商慣習が存在します。

何故このような商取引が成り立つのでしょうか。それは日本は政府が医療用医薬品の価格を決める公定薬価制度をとっており、その公定薬価の範囲内で医薬品卸会社から調剤薬局への納入価格（市場実勢価格）が両者の交渉で決まります。

公定薬価と市場実勢価の差額が、いわゆる薬価差益であり、薬価差益を圧縮すれば医薬品卸会社の利益になり、拡大すれば調剤薬局の利益になるのです。

一方、買い手である調剤薬局にとって医療用医薬品の仕入れ値は、医薬品卸会社各社の価格競争が過熱するに従って必ず下落するものであり、年度明けに仕入れた医療用医薬品の代金を、相場が崩れた数カ月先に遡って支払うという「未妥結・仮納入」が成り立つのです。